

議案第 1 号

令和 7 年度川崎市使用教科用図書採択方針

1 目的

教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務付けられているものであり（※ 1・※ 2）、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものである。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、「令和 7 年度川崎市使用教科用図書採択方針」（以下「採択方針」という。）を定めるもの

※ 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第 34 条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2・3 （略）

4 教科用図書及び第 2 項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

5 （略）

※ 2 学校教育法

第 49 条 第 30 条第 2 項、第 31 条、第 34 条、第 35 条及び第 37 条から第 44 条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第 30 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 46 条」と、第 31 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 46 条」と読み替えるものとする。

2 採択の基本的な考え方

（1）採択の権限

教科用図書の採択とは、学校において使用を義務付けられている教科用図書について、現在発行されている教科用図書の中から具体的に選定することをいい、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限の下（※ 3）、公正かつ適正に実施するものとされている。

※ 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（1）～（5） （略）

（6）教科書その他の教材の取扱いに関すること。

（7）～（19） （略）

(2) 採択する教科用図書

令和6年度は、川崎市立学校において令和7年度に使用する教科用図書を採択する。なお、採択対象とする教科用図書は、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書とするが、学校教育法附則第9条に規定する学校等においては、先の教科用図書以外の教科用図書を使用することができる(※4)。

※4 学校教育法

附 則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項(第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2 (略)

(3) 教科用図書の調査審議

教科用図書の調査審議は、「教科書目録」に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものとする。

(4) 採択の透明化

教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を事前に定め、公表するものとする。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めるものとする。

(5) 静ひつな採択環境の確保

教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保するものとする。

(6) 採択地区

ア 小学校及び中学校における採択地区(※5・※6・※7)は1地区とする。

採択地区の名称	採択地区に含まれる地域
川崎地区	川崎区 幸 区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区

イ 川崎高等学校附属中学校及び高等学校は学校ごとに採択を行う。特別支援学校及び特別支援学級は一括で採択を行う。

※5 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）

（採択地区）

第12条 都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村教育委員会の意見をきかなければならない。

3 （略）

※6 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（教科用図書の採択）

第13条 （略）

2 （略）

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村教育委員会又は都道府県教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4～6 （略）

※7 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（指定都市に関する特例）

第16条 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県教育委員会は、第12条第1項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市教育委員会は、第10条の規定によって都道府県教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第13条第3項及び第6項の規定は、前項の採択について準用する。

（7）採択時期

採択は、令和6年8月31日までにを行うものとする（※8）。また、9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに採択を行うものとする。

※8 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）

（採択の時期）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 （略）

3 教科用図書の調査審議

(1) 教科用図書選定審議会

教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）に基づき川崎市教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問する。

審議会は、調査研究会からの報告等を参考に調査審議し、全ての教科用図書に関する審議結果を教育委員会へ答申する。

(2) 調査研究会

中学校における調査研究会は、教育委員会からの依頼を受け、教科ごとに教科用図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。高等学校においては、校内調査研究会により選定候補となった全ての教科用図書に関する内容を調査研究し、校内採択候補検討委員会へ報告する。

(3) 校内採択候補検討委員会

各高等学校は、校長を長とし、校内とりまとめ担当者を中心とした校内採択候補検討委員会を設置し、各校の教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、審議会へ報告する。

(4) 校内調査研究会

校内調査研究会は、教育委員会からの依頼を受け、教科用図書の内容を調査研究し、中学校は調査研究会、高等学校は調査研究会及び校内採択候補検討委員会へ報告する。また、特別支援学校及び特別支援学級設置校は、特別支援学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。

(5) 調査審議の観点

教科用図書の採択に当たっては、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法の理念の実現に向けて、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

ア 学習指導要領との関連

○学習指導要領の各教科の目標や教育内容の主な改善事項を踏まえているか。

イ 編集の趣旨と工夫

○編集の趣旨は適切であるか。

○編集上の創意工夫はなされているか。

ウ 内容

○内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。

○既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。

○社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。

○他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。

- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 児童生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。
- 川崎市の教育が大切にしている視点を踏まえているか。
- 小中高の学習の連続性を踏まえ、学校間で連携を図れるものであるか。

エ 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか（学習者用デジタル教科書が発行されている場合は、学習者用デジタル教科書も含む。）。

オ 表記・表現

- 文章表現や漢字・仮名遣い・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

4 教科用図書の採択手順

（１）小学校用教科用図書の採択

小学校用教科用図書は、現在使用している教科用図書と同一のものを採択（※９・※１０）する。

（２）中学校及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書の採択

中学校用及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書（※１１）は、調査審議を実施し、新たに採択を行う。採択手順は、別紙「採択の手順フロー図①」のとおり行う。

（３）高等学校用教科用図書の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図②」のとおり行う。

・教科用図書採択の観点及び採択候補一覧の作成

- ア 校内調査研究会は、教科ごとに全ての教員で構成する。１人しか配置されていない教科については、複数の教科で構成するなどの対応を図る。
- イ 調査研究会は、各高等学校の全日制・定時制課程で、教科ごとに選任する。
- ウ 校内採択候補検討委員会は、校長を委員長とし、校内とりまとめ担当者を中心として組織する。
- エ 校内調査研究会は、教科用図書採択の観点を作成するとともに、教科ごとに選定候補となる複数の教科用図書について調査研究を行い、調査研究会及び校内採択候補検討委員会に報告書を提出する。発行者が１社のみの教科用図書については、その教科用図

書について調査研究を行い、報告書を提出する。

オ 調査研究会は、選定候補となった全ての教科用図書に関する内容の調査研究を行い、各高等学校の校内採択候補検討委員会へ報告書を提出する。

カ 校内採択候補検討委員会は、調査審議の観点を踏まえ、校内調査研究会及び調査研究会の報告書を基に、教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、審議会に提出する。採択候補一覧には、採択候補となる教科用図書及び選定候補として調査研究を行った採択候補以外の教科用図書についての調査研究内容を掲載する。

(4) 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図③」のとおり行う。

ア 特別支援学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、校内調査研究会において調査研究を行い、審議会に報告書を提出する。

イ 特別支援学校の高等部で使用する教科用図書については、現在のところ特別支援学校用の文部科学省著作教科用図書及び検定済教科用図書も発行されていないため、教育課程について十分検討のうえ、適切な高等学校用教科用図書又は学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択するものとする。

※9 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

※10 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2・3 (略)

※11 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(教科用図書の採択)

第13条 (略)

2 (略)

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4～6 (略)

5 教科用図書展示会

教科用図書の適正採択に資するため、教科用図書の見本を展示する「教科用図書展示会」を開催するものとする（※12）。

※12 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）

（教科書展示会）

第5条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 （略）

<開催期間（予定）>

令和6年6月7日（金）から7月31日（水）まで

<会場・日時一覧（予定）>

・川崎市教育文化会館（川崎区富士見2-1-3）

令和6年6月28日（金）～7月3日（水）午前10時～正午 午後1時～午後6時

・川崎市教育文化会館大師分館（川崎区大師駅前1-1-5 川崎大師パークホームズ2階）

令和6年6月7日（金）～6月26日（水）（ただし、17日（月）は除く。）午前9時～正午 午後1時～5時（最終日は午後4時まで）

・川崎市幸市民館（幸区戸手本町1-11-2）

令和6年7月5日（金）～7月10日（水）午前10時～正午 午後1時～午後6時

・川崎市教育会館（中原区下沼部1709-4）

令和6年6月7日（金）～6月26日（水）（土・日を除く。）午前9時～正午 午後1時～午後5時

・川崎市総合教育センター（高津区溝口6-9-3）

令和6年6月7日（金）～6月28日（金）午前9時～正午 午後1時～午後6時

・川崎市宮前市民館（宮前区宮前平2-20-4）

令和6年7月12日（金）～7月17日（水）（ただし、16日（火）は除く。）午前10時～正午 午後1時～午後6時

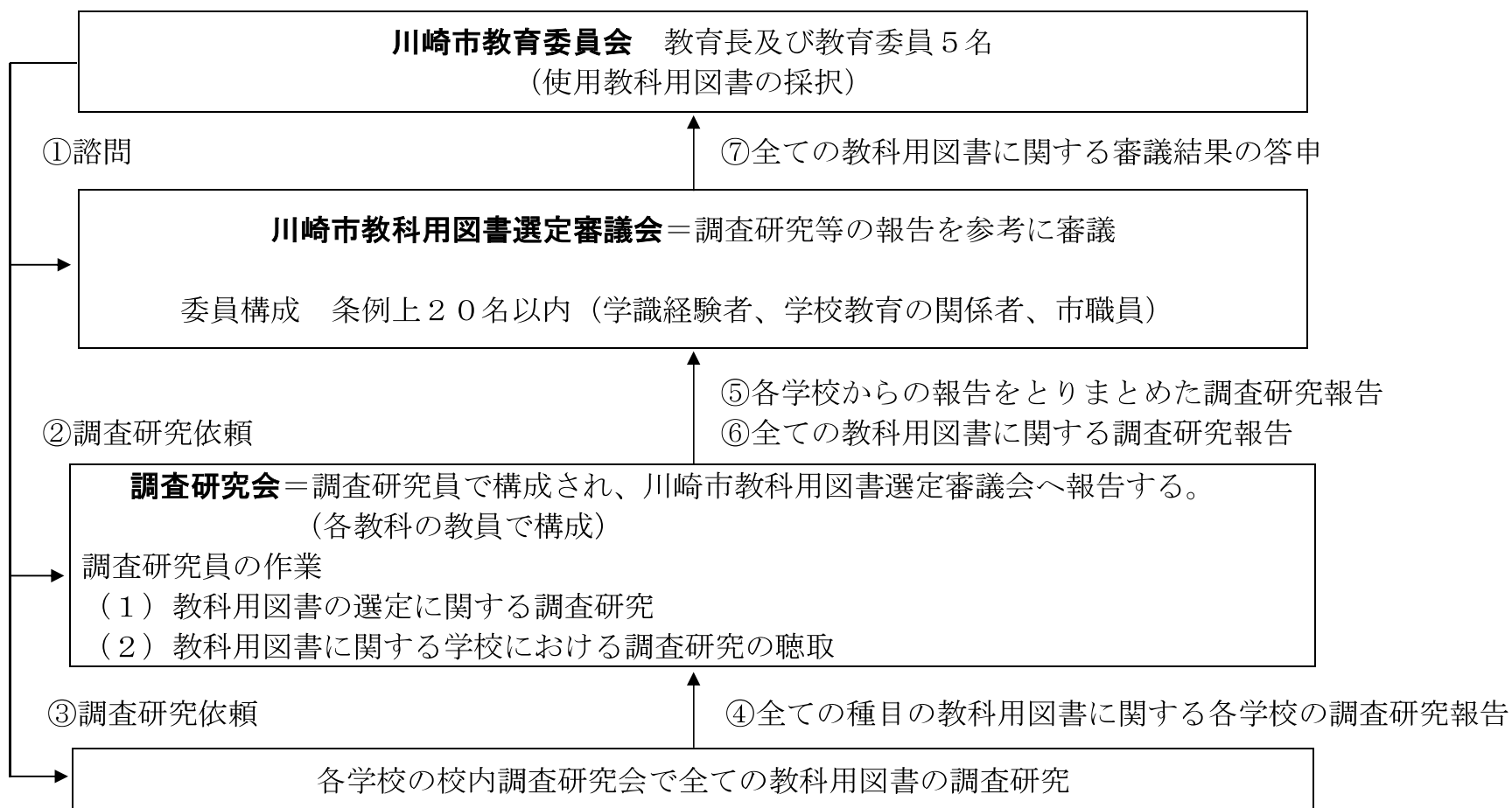
・川崎市多摩市民館（多摩区登戸1775-1）

令和6年7月19日（金）～7月24日（水）（ただし、20日（土）は除く。）午前10時～正午 午後1時～午後6時

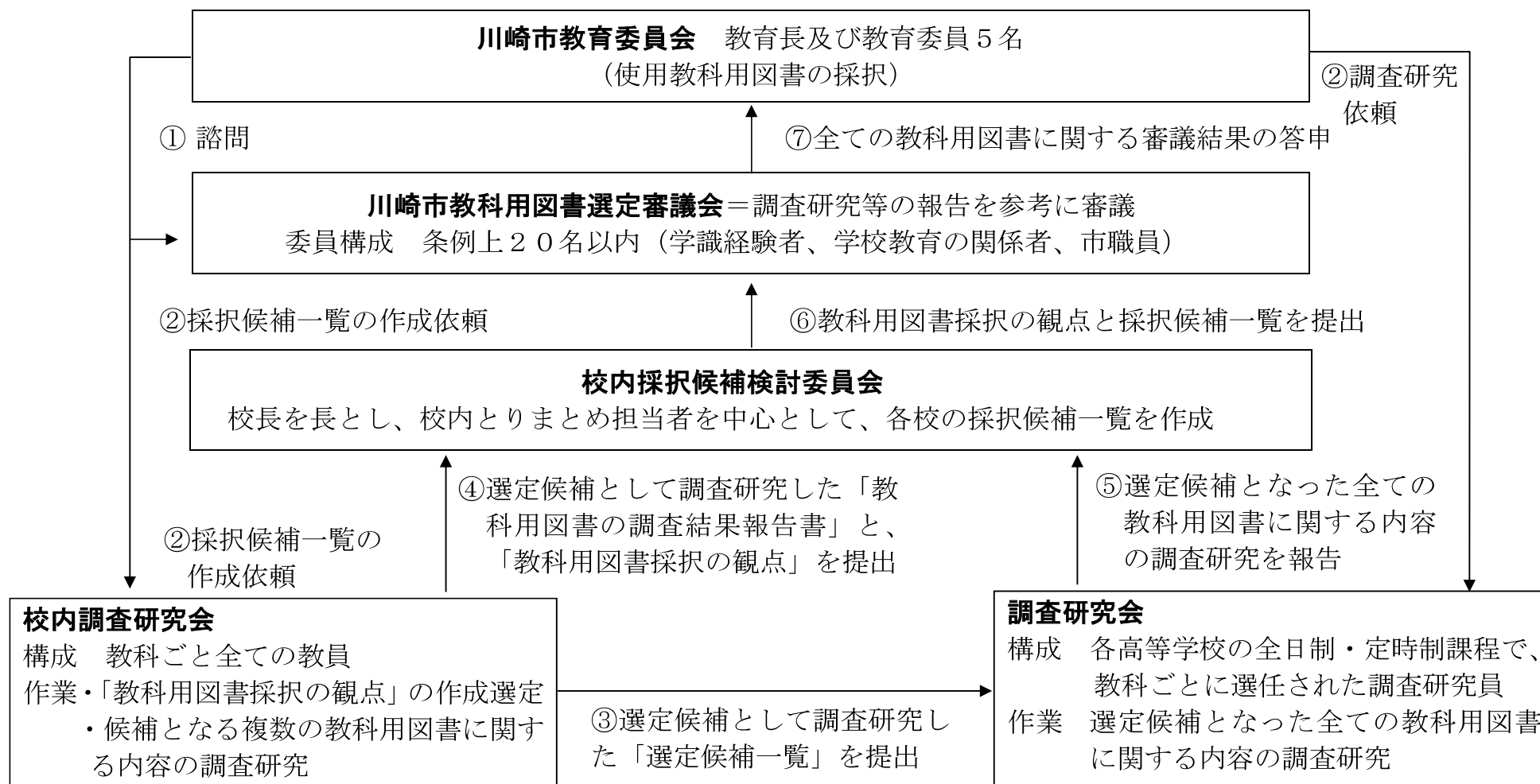
・川崎市麻生市民館（麻生区万福寺1-5-2）

令和6年7月26日（金）～7月31日（水） 午前10時～正午 午後1時～午後6時

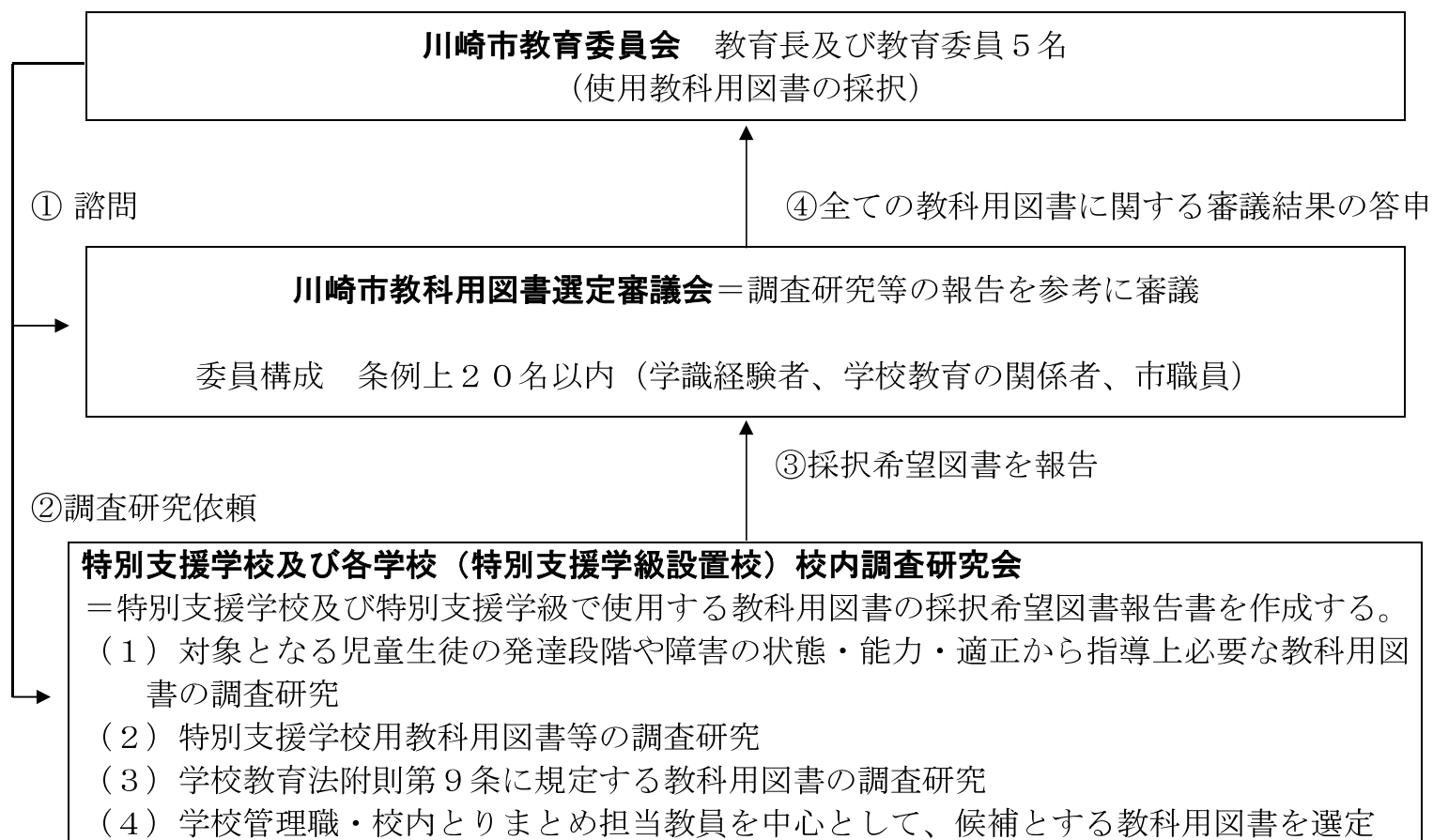
中学校における教科用図書の採択手順



高等学校における教科用図書の採択手順



特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順



令和6年度 川崎市教科用図書採択スケジュール

月 日	名 称	内 容
4月10日	教育委員会	教科用図書の採択方針・採択に係る諮問
4月～	第1回川崎市教科用図書選定審議会	委嘱状交付、趣旨説明
	調査研究会	委嘱状伝達、趣旨説明
6月～7月	教科用図書展示会	教科用図書の見本の展示 【川崎区】川崎市教育文化会館 【川崎区】川崎市教育文化会館大師分館 【幸 区】川崎市幸市民館 【中原区】川崎市教育会館 【高津区】川崎市総合教育センター 【宮前区】川崎市宮前市民館 【多摩区】川崎市多摩市民館 【麻生区】川崎市麻生市民館 （開催日時は、各会場によって異なる）
6月～	第2回川崎市教科用図書選定審議会	調査審議等
	第3回川崎市教科用図書選定審議会	調査審議等
	第4回川崎市教科用図書選定審議会	調査審議等
8月	教育委員会	令和7年度使用教科用図書採択

令和7年度使用教科用図書を選定に係る諮問について

1 諮問内容

- (1) 令和7年度使用 中学校用及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書についての調査審議
- (2) 令和7年度使用 高等学校用教科用図書についての調査審議
- (3) 令和7年度使用 特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書についての調査審議

2 根拠法令

川崎市附属機関設置条例

3 諮問先

川崎市教科用図書選定審議会

(案)

川教指第 号
令和 年 月 日

川崎市教科用図書選定審議会
会長 様

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

令和 7 年度使用教科用図書の調査審議について（諮問）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会は令和 6 年 8 月 31 日までに、令和 7 年度に使用する教科用図書を採択することとされております。

つきましては、川崎市附属機関設置条例の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

- 1 令和 7 年度使用 中学校用及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書についての調査審議
- 2 令和 7 年度使用 高等学校用教科用図書についての調査審議
- 3 令和 7 年度使用 特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書についての調査審議

教育委員会事務局学校教育部指導課
指導事務担当

○川崎市附属機関設置条例

川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月18日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月16日条例第34号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1川崎市多摩川プラン推進会議の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第2号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条～第5条関係）

市長の附属機関（略）

別表第2（第2条～第5条関係）

教育委員会の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期
(略)				
川崎市教科用図書選定審議会	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議すること。	20人以内	(1)学識経験者 (2)学校教育の関係者 (3)市職員	1年
(略)				